

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件
 原告 阿部 宣 男
 被告 松崎 参

準備書面 (12)

平成28年7月30日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細川 潔



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡邊 彰悟



本書面では、被告準備書面(11)を中心にナノ純銀に関する被告主張に対する反論を準備する。

第1 「ナノ銀にかかる表現行為の真実性の対象について」

1 真実性の証明の対象に関する被告の主張について

被告は、真実性の証明の対象について「ナノ純銀による放射線低減効果が認められないこと」と論じながら、結局科学的証明論の世界に引きずり込もうとしている。被告の主張は論理の飛躍があり、その真実性の証明の対象を科学的な証明論に引きずり込み錯綜させようとしているとしか言いようがない。以下その主張を具体的に検討する。

(1) 被告は、原告が主張について

【『ナノ純銀を用いることによって、様々な実験で放射線低減効果が明らかになっている』ことそのものが真実」とは、科学的に証明されていない事実を「真実」と設定して、その言説の唯一の根拠である「原告の実験結果を虚偽」と証明することを要求しようとするものである】

とまとめている（被告準備書面(11)2頁）。

しかし、原告の主張するところを上記のようにまとめるのは明らかに間違っている。原告は、原告による実証実験の結果を真実であると述べているに過ぎず、その内容が科学的に証明されているか否かを全く問題にしている。被告は「科学的に証明」という表現を用い、問題の設定を科学論争にずらそうとしているのである。

結果 → 結局のところは

(2) 次に、被告は上記(1)のまとめを前提として、「ナノ純銀による放射線低減効果があると科学的に認められるためには、原告以外の第三者に送って原告が行った実験をそのまま再現した際にナノ純銀による放射線低減効果が確認されなければならない」と主張する。

しかし、原告は、本件における真実性の証明において、科学的な証明や科学的な解明を問題にしているのでは決してない。原告が真実性の証明の対象としているのは、「原告がナノ銀を用いて行った実証実験の結果、放射線低減効果が認められるという事実」そのものである。

被告は、原告の主張を歪曲し、その歪曲した土俵で一方的な反論をしているに過ぎない。

→ 「ナノ銀に放射線低減効果があるから」が前提です。

(3) さらに、被告の主張そのものも一貫性がなく、その内容は歪められている。「原告の実験結果」は「原告の実験結果」の前提である。

る。

被告は、準備書面（11）2頁の4行目において、被告は真実性の証明の対象は「ナノ純銀による放射線低減効果が認められないこと」としている。この内容を事実問題として捉えれば、原告の主張と大きく異ならないように見える。

ところが、被告はそのあとで、「原告が行った実験結果によって、ナノ純銀に放射線低減効果の存することが科学的に証明されているものではないこと及び原告による実証実験では何らの効果も実証されていないこと」として、原告による各実験についてその手法等が科学的知見に基づく批判に耐え得るものではないことを指摘したところである。」としつつ、続けて「すなわち」として「ナノ純銀による放射線低減効果が認められない」と主張している。

この一連の被告の主張にはいくつかの不合理な点がある。

第一に、事実問題と証明レベルの混在である。繰り返し原告が指摘しているとおりに、「ナノ純銀による放射線低減効果」は、事実として存在するものであって、科学的に証明されているか否かが問題なのではない。原告としては、科学論争をするつもりは全くない。 → 科学的な実験 ^{による結果を} ^{認めている}

第二に、「ナノ純銀による放射線低減効果が認められない」=「原告が行った実験結果によって、ナノ純銀に放射線低減効果の存することが科学的に証明されているものではないこと及び原告による実証実験では何らの効果も実証されていないこと」として、原告による各実験についてその手法等が科学的知見に基づく批判に耐え得るものではないこと」としており、そこには明らかな飛躍がある。

「原告が行った実験結果によって、ナノ純銀に放射線低減効果の存することが科学的に証明されているものではないこと」は、第一で指摘したとおりである。

「原告による実証実験では何らの効果も実証されていないこと」に至っては証拠に反する主張と言わざるを得ない一方的かつ不合理な主張である。原告は、これまでの実証実験の結果について、多くの証拠を提出してきた。以下では原告提出証拠について、項を改めてそれぞれ確認する。

2 甲号証にみるナノ純銀による放射線低減効果の実証実験結果について

(1) 甲 14

ア 甲 14 の実験結果の内容の確認

甲 14 は、「ナノ純銀担持コラーゲン溶液放射能軽減効果試験」(試験場所 福島県郡山市建設協会内会議室：平成 24 年 3 月 5 日ごろ)を福島県郡山市建設協会内会議室で実施した証拠である。

ナノ銀を使用して放射能汚染土の放射性物質の低減について岩崎信氏が測定した結果を示しているものであり、当初の数値から「ナノ純銀担持コラーゲン溶液を注ぎ混ぜ合わせ」て測定したところ数値が低減していることを示すものである。

なお、これまでの甲 14 には不足していた報告があったので、それを含めたものに差し替えた。その差替えた甲 14 に基づくと下記のようにまとめることができる。

ナノ純銀担持コラーゲン溶液放射能軽減効果試験		
項目		
放射能汚染度(100g)測定	容器なし測定	PP 容器入り測定
初期値 (平均値)	0.48	0.44
1 回目 (5 分間 平均値)		0.40
2 回目 (以下 5 分毎 平均値)		0.41
3 回目 同上		0.41
4 回目 同上		0.41
5 回目 同上		0.42
6 回目 同上		0.40
7 回目 同上		0.40
8 回目 同上		0.39
9 回目 同上		0.40
10 回目 同上		0.39
11 回目 同上		0.40

上記のように初期値は0.44であったものが、最初の5分間で平均値0.40まで低減していることがわかる。このときの測定は初めて岩崎氏の指導の下に行われ、厳密な測定が実施されたわけであるが、測定値を確認するのは岩崎氏自ら行い、元数値のPP容器入りの初期値0.44のところから、最初の10秒で0.38を測定し（一回目の5分の平均は0.40）、岩崎氏は非常に驚いて事実を受けとめていた。

そして、自ら行った実験において低減効果が確認されたことで、その後も岩崎氏はこの実証実験に関わることになったのである。

イ 甲14に対する被告の反論

被告はこれまで、この甲14について以下のとおり反論してきた。

『原告は、放射線物理学の専門家でもなく、放射線や放射性物質を扱う資格を有していない。原告の主張する、「検証実験」結果に照らせば、原告はかなりの多量の放射性物質を「実験」対象にしたと主張しているが、仮にこれらが事実であるとすれば、健康に害を及ぼすことも想定しなければならないほどの放射性物質を扱いながら、放射線防御の対策はほとんどとられていないことを指摘しておく。

…（中略）

板橋区では区の除染方針に基づいて処理するのがルールとされていたところである。原告は、「検証実験」はこれらの法規制を無視して行われたものであると主張するのであろうか。その意味でも原告が主張する「検証実験」自体、複数の検証、反証といった科学的検証に耐えられるものではないというほかない。』（被告準備書面（1）10頁）。

また、被告準備書面（2）では下記の点を指摘する。

「ナノ純銀を担持していないコラーゲン溶液を散布した場合との対照がなされておらず、原告が主張する0.48 μ Sv/hへの数値の変化がナノ純銀担持コラーゲンによるものと判断できない」（同書面18頁）。

『建設協会内会議室が放射性物質を扱う「実験」を行うにふさわし

い場所ではない』(同頁)。

ウ 被告の反論に対する原告の反論

被告の甲 14 への上記反論はいずれも、本件で問題となっている名誉棄損行為の本質的な反論になっていない。

ナノ純銀の使用によって放射性物質の低減効果を導くか否かについて、「放射線防御の対策」が採られていたかどうかは、まったく関係がない。そんな次元の話原告はしているのではない。問題点をずらすべきではない。

いずれにしても、甲 14 の数値の変化は放射線の数値の減弱方向での変化であって、被告はこのことを否定できないわけである。この減弱した事実をどう評価・分析・解明するのかは次の問題であるとしても、少なくとも、この減弱している事実が真実なのであり、その点について被告の反論は反論の体をなしていない。

(2) 甲 15

ア 甲 15 の実験結果の内容の確認

甲 15 は「ナノ純銀担持濾材放射能軽減効果試験」(試験場所 千葉県柏市南部クリーンセンター:平成 24 年 3 月 28 日)を、千葉県柏市南部クリーンセンターで実施したナノ純銀粒子担持材を用いた放射能低減効果の実証試験とその結果である。岩崎氏が立ち会っている。

ここでの結果を以下のとおり整理する。

	施行前	施行直後	施行 30 分後
検体 A+水道水	4.82	4.38	4.93
検体 B+ナノ純銀担持コーゲン溶液 (10ppm)	6.31	3.92	4.47
検体 C+ナノ純銀担持コーゲン溶液 (20ppm)	6.12	4.00	3.84

	施行前	施行 25 分後
検体 A②+水道水	1.36	1.06
検体 B②+ナノ純銀担持 コラーゲン溶液 (10ppm)	1.42	0.60
検体 C②+ナノ純銀担持 コラーゲン溶液 (20ppm)	1.76	0.70

上の表の検体では、水道水を付加したものとナノ純銀担持コラーゲン溶液を濃度を変えて実施している。ナノ純銀担持コラーゲン溶液を添加したもののにおいて、放射性物質の低減がみられていることは、

検体 B : 6.31 ⇒ 3.92 ⇒ 4.47

検体 C : 6.12 ⇒ 4.00 ⇒ 3.84

検体 B② : 1.42 ⇒ 0.60

検体 C② : 1.76 ⇒ 0.70

という測定の結果に照らして明らかである。

イ 甲 15 に対する被告の反論

被告はこれまで、この甲 15 について、被告準備書面(1)において、甲 14 で記したと共通の反論をするとともに、準備書面 (2) においても下記のような反論を展開した。

「・ 柏市役所にも板橋区役所にも連絡依頼があった記録は残されていない。

・ 「実験」や「実験結果」を柏市として公認したことはない。

・ この実験においても 6 日後に数値を測定とあるが、6 日間の保管場所が不明であり、…ナノ純銀を担持していないコラーゲン溶液及び骨炭を混ぜたものとの対照がなされておらず、原告が主張する…数値の変化がナノ純銀担持コラーゲン溶液+ナノ純銀担持骨炭によるものであると判断することはできない。」

ウ 被告の反論に対する原告の反論

まず、甲 14 と共通の被告準備書面(1)の反論は、甲 14 のところで論じた通りで、本件での本質的な問題ではない。

次に、「ナノ純銀を担持していないコラーゲン溶液及び骨炭を混ぜたものとの対照がなされておらず」との反論については、上記の表の中に明らかにされているように「検体A+水道水」「検体A②+水道水」が対照となる検体として用意されていることが被告において無視されている。

それ以外の反論（連絡依頼の有無や市による公認等）はいわゆる周辺的な事情であって、本件で問題とされる次元のことではない。

甲15の数値の変化は、ナノ銀を混ぜ合わせた後の放射線の数値の減弱方向での変化であって、被告はこのことを否定できないのである。この減弱した事実をどう評価・分析・解明するのかは次の問題であるとしても、少なくとも、この減弱している事実が真実なのであり、その点について被告は反論できていないのである。

このことは、真実性の証明に関して、被告が根本的なところで何らの反論もできていないことを示している。

なお、訴状記載の「6日後の測定」というのは誤りであったので訂正する。甲15として提出している証拠は、まさに平成24年3月28日に測定した数値を掲げているものであって、訴状が誤りであったのでここで訂正する。

(3) 甲18

ア 甲18の報告内容

大熊町での実証実験の報告として甲18を提出しているが、この書証の中には、2回の大熊町での実験結果が記述されている。

(ア) 一度目は平成24年12月25日の実施の報告である。

一軒の臺地の組石の放射線量を測定、その後同じ組石にナノ純銀を散布し放射線量をそれぞれ3回測定し比較した。結果は以下のとおり

ナノ純銀散布前平均値 $374 \mu\text{Sv}$ \Rightarrow ナノ純銀散布後 $272.3 \mu\text{Sv}$

(イ) 二度目は平成25年3月11日の報告である。

一度目と同様の場所において、一度目にナノ純銀を散布した組石と、散布していない組石を使って線量を比較して測定し、前回ナノ純銀を

施しているほうが減少している数値が確認された。

イ 甲 18 に対する被告の反論

上記に記した以外にも、空間線量を測った報告があり、そのことについて、測定の方法を論難し、『こうした「測定」による実験が科学的検証に耐え得るものではないことは明らかである』としている（被告準備書面（2）19頁）。

上記アの（ア）（イ）それぞれの測定結果についての個別的反論は見られない。

ウ 被告の反論に対する原告の反論

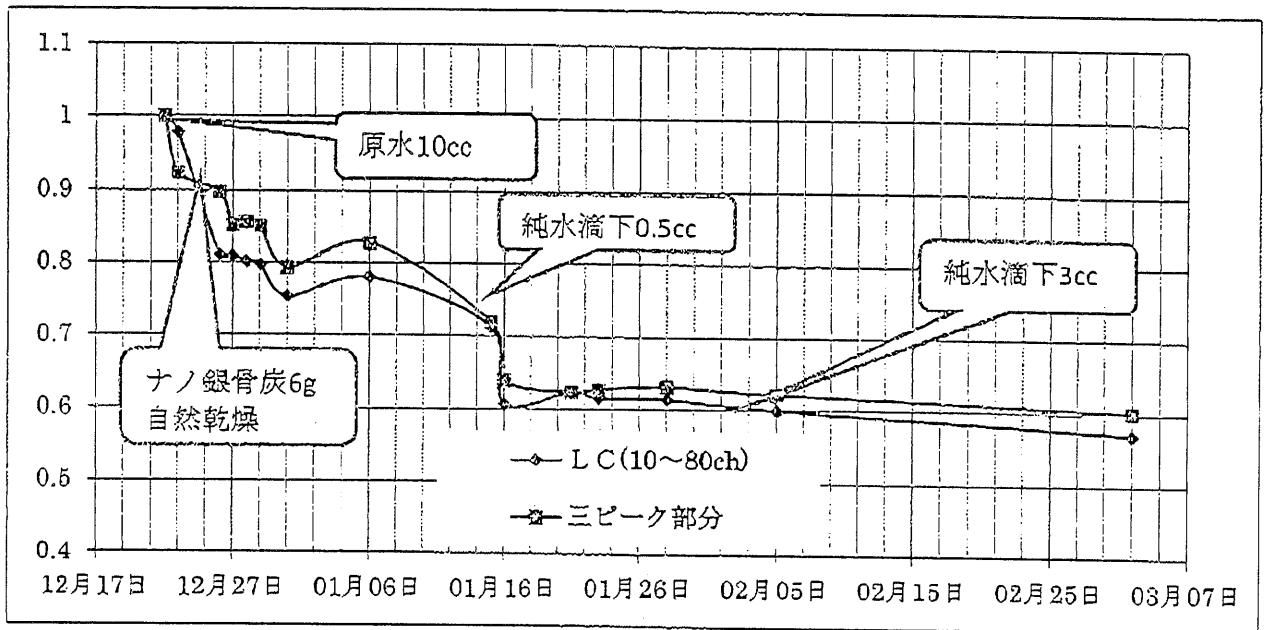
ここでも被告は測定方法を問題とし、実験の結果に関する事実については一切触れず、単に「実験が科学的検証に耐え得るものではない」と反論して終わっている。ここでの争点は上記実験の結果としての事実そのものが真実性の証明の対象であって、そのことについての被告の正面からの反論はない。

(4) 甲 19

ア 甲 19 の報告内容

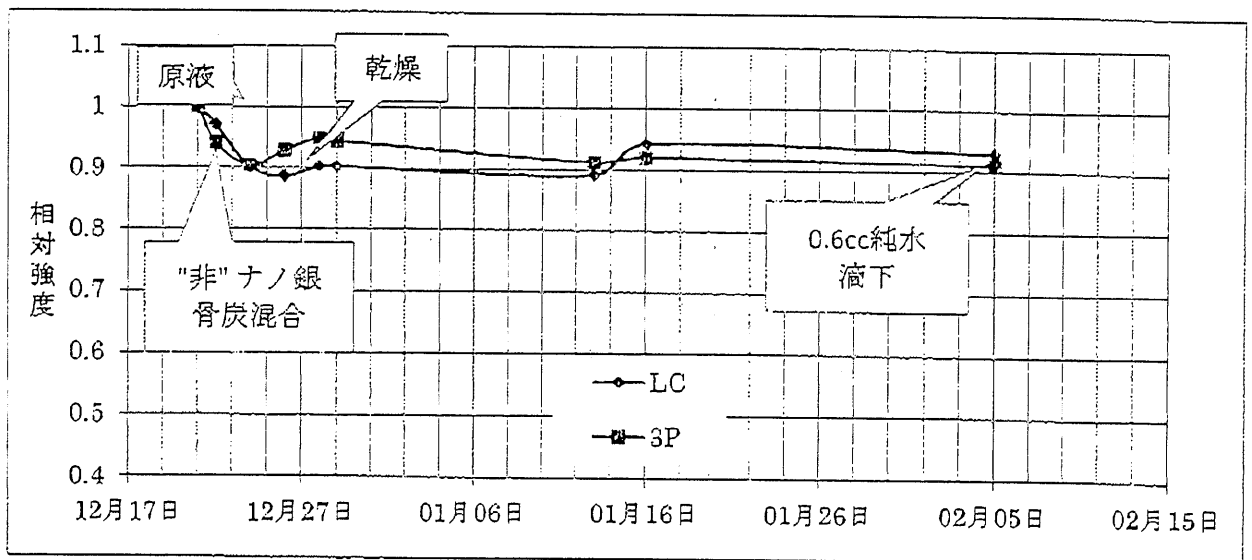
甲 19 は「ナノスケール純銀担持体の放射性セシウム減弱効果の検証測定」（平成 25 年 3 月 16 日）というもので、適切なナノ銀とその担持体が真に有意な放射性物質の減少をもたらすかどうかの検証結果を示したものであり、高エネルギー加速器研究機構等の共催の研究会で報告された論文である。A 試料は、対照試料となる非担持骨炭を入れたもの、B 試料は、パウダー状ナノ銀担持骨炭を入れたもの、C 試料は土壌＋ナノ銀担持コラーゲン液試料を滴下したものである。

その後の B 資料の減弱の様子は下図のとおりである。



附図3 全期間のLCと3Pの計数の変化カーブ。初期の減少部分（ナノ銀を滴下してから）の減衰率は大体20日の半減期であることを鎖線で示した。注：相対値である

これに対して、A試料の変化を示したものが下記のものとなる。



附図4 対照試料であるナノ銀非担持A試料の変化。

この甲19では、甲14や15と比較して、数値が示されているものではないが、B試料の図を見れば明らかなように、パウダー状ナノ純銀骨炭を入れた試料で

は事実として減弱が見られている。

非担持のA試料では減弱はB試料のように現れない。

イ 甲 19 に対する被告の反論

被告は甲 19 乃至甲 21 の学会での発表に関しては、下記のようにまとめて反論をしている

『原告は、数度にわたって「研究成果」を発表したことをもって、「ナノ銀による放射線低減」なるものを、科学的根拠があるかのように主張しているが、研究成果を「発表」しているからといって、原告の主張する「現象」が実際に起きていることの証明にはならない』（被告準備書面（1）10頁）。

「放射性同位体の半減期は、それぞれの同位体ごとに固有のものであり、半減期が減弱あるいは短縮されることはあり得ない。これらは、自然科学における人類の実証的探究の結果、科学的事実が立証されている放射線物理学の科学的知見である」（被告準備書面（1）11頁、なお被告準備書面（2）16頁でも同様の主張が展開されている）。

ウ 被告の反論に対する原告の反論

ここでは、これまでの反論に比べてトーンが異なっている。つまり、対照試料は明確に存在しており、これまでの反論で述べられていたような、「ナノ純銀によるものと判断できない」という反論が成り立たないからである。

そのため、被告は、“研究成果を発表しても現象が実際に起きていることの証明にならない”とか“放射性同位体の半減期”に関する科学的知見という一般論によってしか反論できないのである。そして、言うに事欠いて、『原告が「研究成果」を「発表」した際、関係者の間で「困った人たちが出てきた」と話題になった』と根拠もないままに、しかも、本題とは無関係の主張を展開するのである。

被告は、上記甲19に示された減弱の事実を正面から否定できていない。つまり、被告は当該証拠の減弱の事実に対して、その真実性の証明の反論がなにもできないことを露呈している。

(4) 甲20

ア 甲 20 の報告の内容の確認

甲 20 は、研究会「放射線検出器とその応用」(第 28 回)プログラム(平成 26 年 1 月 28 日)であり、高エネルギー加速器研究機構・放射線科学センターでの研究会発表の内容である。

甲 20 の 2 には、「4-5nm 粒径銀粒子による土壤中セシウム放射線低減現象—初期の線量計測定データを中心に—」と題する論文であり、3 つの土壌についてナノ銀溶液を噴霧して、その後の数値の測定をしたところすべて概ね数値が減衰していることが報告されている。

A 試料はホテル館の雨樋下の土壌に 20ppm のナノ銀コラーゲン溶液、B 試料は、福島県内の自治体内土壌に 20ppm のナノ銀コラーゲン溶液、C 試料は、同じ自治体の別の場所の土壌にナノ銀担持タルク水 20ppm を噴霧している。

各試料の初期値は、A : $0.85 \mu\text{Sv/h}$ 、B : $0.32 \mu\text{Sv/h}$ 、C : $1.5 \mu\text{Sv/h}$ である(いずれも BG の値は測定されていない)。

結果は、3 土壌の測定値(相対値)を片対数目盛でプロットしたのが下図となり、すべて概ね指数関数的に減衰しているという結果になっている。

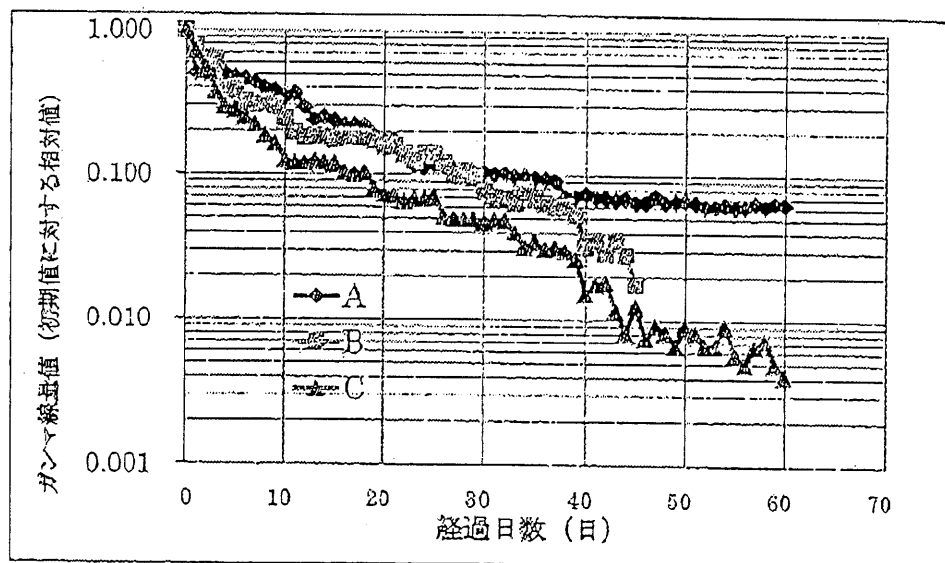


図 1. 三土壌試料についてのナノ銀担持体施行後の γ 線量相対値(対数目盛)の対経過日数グラフ。
A: ホテル館雨樋下土壌, B: 福島地域土壌 1, C: 福島地域土壌 2.

イ 甲 20 に対する被告の反論

甲 19 と同じ内容である。

ウ 被告の反論に対する原告の反論

被告は、この論文に対してほとんど反論を試みていない。甲 19 と同様“研

究成果を発表しても現象が実際に起きていることの証明にならない”とか“放射前同位体の半減期”に関する科学的知見という一般論によってしか反論できないのである。

上記報告書のなかの、3 土壌の測定値が「指数関数的に減衰」している事実に対して、これに対する有効な正面からの反論は被告からなされていないのである。つまり、ここでも被告は当該証拠の減弱の事実に対して、その真実性の証明の反論がなにもできないことを露呈している。

(5) 甲 21

ア 甲 21 の報告の内容の確認

甲 21 の 1 は「第 51 回アイソトープ・放射線研究発表会プログラム」（平成 26 年 7 月 7 日）は、日本アイソトープ協会主催の第 51 回アイソトープ・放射線研究発表会において、原告が岩崎信氏らとともに「4-5nm 銀粒子の土壌中の ^{134}Cs と ^{137}Cs および加理肥料中の ^{40}K 放射能低減効果」の発表をしていること及び同旨のポスター発表を行ったときの内容である。

甲 21 の 2 には、「4-5nm 銀粒子の土壌中の ^{134}Cs と ^{137}Cs および加理肥料中の ^{40}K 放射能低減効果」が示され、 ^{40}K の低減効果実験を行い、減弱効果が確認できているという報告がなされている。

2 つの態様の試料を作成し（報告書には表と裏と記されている）、これを一組として平均値を測定している。「初期値の測定後…ナノ銀担持タルク粉 300ppm5g を均一に混ぜ、更にナノ銀担持コラーゲン液 160ppm10 cc を注入」したものを測定している。

初期値（1.0、表 2 月 12 日/裏同 13 日）に対する相対値は以下のとおりと報告されている。

15 日/16 日（前者が表、後者が裏、以下同様）0.83, 17 日/18 日 0.81, 4 月 8 日/同 9 日 0.81, 5 月 5 日/同 6 日 0.79, 6 月 27 日/27 日 0.80, 7 月 24 日/25 日 0.77, 8 月 9 日/9 日 0.80 で、この期間で約 20% の減衰率となった。

この結果、「4-5nm 銀粒子（注：ナノ純銀のこと）は ^{40}K 放射能の低減効果も有するという仮説が設定できる」と最後にまとめられている。

イ 甲 21 に対する被告の反論

甲 19 と同様である。

ウ 被告の反論に対する原告の反論

甲 20 同様、被告は、この報告に対してほとんど反論を試みていない。甲 19 と同様に“研究成果を発表しても現象が実際に起きていることの証明にならない”とか“放射前同位体の半減期”に関する科学的知見という一般論によってしか反論できないのである。

上記報告書のなかの、ナノ銀を混ぜたり注入した後に ^{40}K 測定値が低減している事実に対して、これに対する有効な正面からの反論は被告からなされていないのである。繰り返し述べるが、被告は当該証拠の減弱の事実に対して、その真実性の証明に関する反論がなにもできないことを露呈している。

(6) 甲 43 号証 2011 年 12 月 10 日の福島県郡山市の保育園での実証実験

ア 甲 43 にみる実験の結果の内容

この内容は、訴状第 2・3「ナノ銀の効能のさらなる展開」(2) ①(訴状 8 頁～)で主張した内容である。その時点で証拠を提出していなかったが、その後甲 43 として提出しているので、甲 43 に基づいて以下実証実験の内容を説明する。なお甲 43 の内容は、甲 18 号証の「[II] 別添資料<1>汚染水処理の実績/実験」(甲 18・9 枚目～)にも示されているので、これも参照されたい。

このときは保育園の屋根を除染し、高圧水で洗浄した後に回収された洗浄水をナノ銀担持骨炭+白御影石を濾材にした濾過装置で処理をした結果を示している。なお、回収されたのは 12 月 10 日であり、その日にも濾過装置を使つての数値は図られているが、甲 43 の測定は、業者が原水を持ち帰り、12 月 15 日に測られたものである。測定の結果は下記の表の通りである。

試料	測定値	測定値	合計
	Cs134	Cs137	
原水	13300	18800	32100
1 回目	1840	2490	4330

2回目	1350	1910	3260
3回目	1340	1830	3170
*フィルター	32	50	82

(単位は Bq/L)

Cs134 は、原水の段階で 13,300 だったものが 3 回の処理を通して 1,340 まで減弱している。Cs137 は当初 18800 であったものが 3 回の処理を通して 1830 まで減弱している。

なお、訴状に置いて 82 の数字まで減弱したと記したのは、この 3 回目の処理後のフィルターに通した後の数字を書き込んだもので不正確だったので、上記のように訂正する。このフィルターは夾雑物を取り除いたというものであって、ナノ純銀による効果そのものではない。

いずれにしても、当初併せて 32100Bq/L であったものが、3 回の処理を通して 3170 まで減弱しているのである。

イ 被告の反論

以下の被告の反論は、訴状に対するものであり、甲 43 を前提にしているものではない。

「ユーチューブでのようすを観て、「当初の測定には大きなタンクが映し出され、濾過後の測定の際には小さな容器内の水を測定しているように見える。」としつつ、『この「実験」は複数の検証、反証といった学術的に正常な手続きを経た実験ではなく、科学的な検証に耐え得る実験であるとは言えない』（被告準備書面 (2) 17 頁)。

ウ 被告反論に対する再反論

訴状の段階では証拠を提出できていなかったが (但し甲 18 にはこの実験結果の報告あり)、いずれにしても、被告の反論は汚染水をナノ純銀を何度か通した処理をすることでセシウムが 134 も 137 もいずれも減弱した事実について、正面から論じていない。

被告は「学術的に正常な手続きを経た実験ではなく、科学的な検証に耐え

得る実験であるとは言えない」というが、これは逆を言えば結果そのものは否定できないことを自認しているに等しい。結果そのものを否定できないのに、それを「手続」論の次元で反論しようとするのは、真実性の証明ができないことを認めているということであろう。

もちろん、今般改めて甲 43 を踏まえて反論があれば反論されたい。

3 小括

ここまで、原告は被告準備書面(11)の検討をするとともに、ナノ純銀による放射線量の低減の実証実験の結果について、これまで提出してきた証拠を中心に検討し、被告が求められている真実性の証明に対して、有効な反論をなしえていないことを論じた。

被告は、これまで原告が提出したナノ純銀による放射線低減効果を示す各証拠について、その存在と内容について、実証実験の結果ナノ純銀の存在によって放射線量の低減の事実が認められるという点に対して、これが事実ではないという反論を展開していない。

にもかかわらず、突然「原告による実証実験では何らの効果も実証されていないこと」(被告準備書面(11)2頁, 下から7行目)というわけである。原告の測定がいかに継続的に地道に行われているかは提出している証拠だけを見ても明らかであるし、これ以外にも膨大な日々の測定と検証が存在している(甲 45 等参照)。

結局、被告は減弱した実証実験結果そのものを確認しないままに表現行為に及んだものと考えざるを得ない。その実証実験結果そのものを客観的にとらえることなしに思い込みだけでナノ銀による放射性物質の減弱効果をインチキや似非、ペテンと表現していたということである。

被告は、何らの前提もないままに、原告の実証実験によって低減効果が実証されていないと表現していたことになるのであり、その表現行為は客観性を欠き、偏頗でありあまりに一方向的と言わざるをえない。

4 補足

上記の検討を通して、被告の反論の中に本件の名誉棄損行為を考察するう

えで重要と思われる被告自身の表現を、ここで敢えて押さえておきたい。今般の名誉棄損行為を評価する上でも重要であると考えからである。論述としては真実性の証明とは異なるのでここで項を改めて指摘しておきたい。

一つは、甲 14 に対する反論の中の「ナノ純銀を担持していないコラーゲン溶液を散布した場合との対照がなされておらず、原告が主張する $0.48 \mu\text{ Sv/h}$ から $0.40 \mu\text{ Sv/h}$ への数値の変化がナノ純銀担持コラーゲンによるものと判断することはできない」（被告準備書面 (2)・）との反論、もう一つは甲 15 に対する「原告が主張する…数値の変化がナノ純銀担持コラーゲン溶液+ナノ純銀担持骨炭によるものであると判断することはできない」との被告の反論（同書面・）である。

これらの被告の反論のような表現によって被告が実際に表現行為を行っていれば原告としては、ここにあるような表現を被告がしていれば裁判を提起することはなかった（反論内容に同意はしないことは前提である）。「ナノ純銀担持コラーゲンによるものと判断することはできない」或いは「ナノ純銀担持コラーゲン溶液+ナノ純銀担持骨炭によるものであると判断することはできない」というこれらの表現であれば、それは被告の主観的な判断、つまり被告の意見ということで受け取ることも可能であり、上記数値の変化が「ナノ純銀担持コラーゲンによるもの」か否か、の客観的な判断の余地を残している。「ナノ純銀担持コラーゲンによるもの」か否かの客観的な判断の余地を残していることになる。ところが、被告の表現行為にあった“インチキ”“似非科学”“ペテン”なるものは、被告の主観的判断の域を超えて、原告による実証実験の結果に対して客観的な判断の余地を完全に否定してしまったのである。

原告が被告の表現を名誉棄損行為と捉えることの意味はこのような点にあることを、被告は自らの反論と照らし合わせて認識・理解されるべきである。

第 2 乙 18 号証の信頼性について

1 原告の主張の重要な部分に対する無視

乙 18 号証は被告が本件裁判になって調査嘱託によって入手した証拠であって、本件裁判においては、被告が真実性の証明の立証に用いることができる証拠である。被告にとっては自らのよって立つ真実性を証明する上では重要な証

拠ということになる。

ところが、被告は、原研に関する原告の主張に対して、正面からこれに応答せず、原告の主張の主要な部分をあえて無視して反論を展開している。

まず、被告は原告の主張をまとめて、

- ① 初期値測定の不存在
- ② 測定器などの明記がないこと
- ③ 第2回目試験のA土壌の結果分析から見た問題点
- ④ 「ゼオライト混入」土壌問題

を指摘し、これらのみを論じている。

しかし、上記①乃至④のみならず、原告は、これらに関連して、⑤ 乙18号証11枚目と甲47号証の文書を比較して、そもそも乙18号証には本件裁判になってから初めて作成された疑いがあることを論じた。この甲47と乙18・11枚目とを対比した結果、そこには、到底無視することの許されない重大な矛盾が存在するにもかかわらず、被告は完全にこれを無視し反論しなかった。この被告による甲47の存在の完全無視の姿勢は、甲47と乙18・11枚目との違いについての原告の指摘に対して反論の余地がないことを認めたに等しい。

2 被告の個別の反論に対する再反論

(1) 初期値問題

「乙第18号証で示されている原研による検証試験においては、測定試料と比較検討用の試料が準備されている。原告の言う初期値が「ナノ純銀担持コラーゲン溶液を噴霧」しない状態での測定値であれば比較検討用試料エによって代替されるものであり、初期値測定の不存在が検証試験の信頼性に影響を与えるものではありえない。」とする。

しかし、実際に数値を比較してみると、試料毎の1回目測定値は以下のとおりとなっている。

試料	測定時間	測定値 Cs134	測定値 Cs137
a 土壌+ナノ銀コラーゲン	602	61,908	89,066

b 土壌+ナノ銀骨炭	601	45,290	64,161
c 土壌+ナノ銀コーラゲ ン+ナノ銀骨炭	611	42,833	61,573
d 土壌のみ	601	62,356	87,445
e 土壌+水	1800	59,905	85,587
f 土壌+骨炭	1800	44,855	63,911

*被告が書面の中で指摘している「エ」はこの表のdのことである。

つまり、ここにみられるように、試料はできる限り均質なものを確保することが望ましいものの、実際の実験の中においては、均質性の確保は困難であつて、上記の表は試料の均一性を前提にすることはできないことを示す数値と言わなければならない。

次に被告は、「試料の準備と測定との間に生じるタイムラグは9時間であつて、原告が主張するナノ純銀による低減実験の結果（甲18）によれば、40日を趨える長期間にわたって効果が継続するものであるから、試料作製直後の数時間のタイムラグが低減効果の存否の判断に影響を与えるものではないはずである」、「数時間のタイムラグをおいて測定したとしてもナノ純銀による低減効果がなくなるものではなく、試料準備直後に測定していないことによつて、検証試験の信頼性に影響を与えるものとはならないはず」と主張する。

しかし、これまでの実証実験結果においても、ナノ純銀の滴下や添付の直後がもっとも低減効果がみられるのであるし、初期値にこだわって効果を判定しようとする原告の態度は科学的な態度からいっても当然のことである。

真実性に対象について科学的なことを求めようとする被告が、実験そのものの検証をする段になって突然非科学的な態度をとることは矛盾としか言いようがない。

(2) 測定器の明記がないこと

この部分の原告の指摘はもともと、原研の実証実験の信用性に対する問題点の指摘にとどまり、もちろん本質的な話ではない。しかし、それに対して、被告は原告の「難癖」と論難した。

しかし、測定において、測定の信用性を客観化するために測定器の明記は通

常行われており、その明記がないことは測定を客観化する点で欠落している点であると通常捉える。ここでも、「科学」を前面に打ち出す被告の矛盾する態度をみることができるのである。

(3) 第2回目試験のA土壌の結果分析から見た問題点＝有意性問題

被告は、有意性に関する部分について、「ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質の測定に際しては、5%程度はばらつく（誤差が生じる）ものである。これは試料自体の均質性に由来して数値のばらつきが生じることもあり、そもそも、仮に試料が限りなく均質であったとしても、検出器部分と試料との距離、さらにはその間に遮蔽効果を持つ物質が存するか等によって生じ得るものであり、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質の測定において誤差が生じることは避けられるものではない。」と主張する。

突然“誤差”や試料の“均質性”で応じようとする姿勢も、行き当たりばったりの主張としか言いようがない。一方で「東京都市大学原子力研究所は、分析機器の校正、分析方法の評価など化学計測における測定値を決定するために必要な正確に値付けされた認証標準物質作成に当たっている日本分析化学会標準物質作成認定機関」と測定機関を持ち上げながら、他方で誤差や均質性の理由によってその実験結果の検証をおざなりにするのでは、それは実験そのものの客観的検証ではない。科学的証明を求めようとしながら、自らは科学的な統計の意義を無視している。

原告の有意差に関する主張に対して、統計学的な評価において誤りがあるか否かを明示的に反論することを被告に求める。

(4) ゼオライト問題

原告がゼオライト問題について書面で論じたのは2つのポイントがある。一つは、甲47と乙18との対比から、ゼオライト問題が本当に当時検証試験の際に問題とされていたのかという点である。これは甲47について一切の反論をしようとしなかった被告がまったく触れていない点である。

第2は、ゼオライト問題があったとして、書類を見る限り、ゼオライトを除去して検証したとはみることができないという事実を原告は指摘し、原研の試験に疑義をさしはさんだのである。

この第2の点に対して、被告は「第1回目の検証試験に際して、原告におい

てゼオライト混入のない検証試料を作成すべきであり、その作成は可能であった」(被告準備書面(11)5頁)と指摘しているが、全く的外れの反論である。原告の主張は、第1回目の試験に際して、原告においてゼオライト混入のない試料を作成しえたかを問題にしていないので、これは反論の体をなしていない。次に、被告は以下の点を反論している。

『原研としては、原告から試験後に計測結果に対して疑義を挟まれることがないように、第2回目試験について、原告からの申し出があった通り、「前回試験では、ナノ銀による効果を低下させる恐れのあるゼオライトが混入していた汚染土壌を使用していた」から「そのため、今回はゼオライト混入のない汚染土壌を使用することとした」と注記したうえで第2回試験を行ったところである。

したがって、第2回目の測定を行った際に、何故、「原研はゼオライト混入のない汚染土壌を使用するといいいながら、結果としてゼオライト混入のある試料を使っていることになる」のか原告の主張は意味不明であるというほかない。』(被告準備書面(11)5~6頁)。

被告は原告の主張を理解されなかったようなので、ここで改めて原告の指摘した事実を明確にしておく。

はじめに、被告は、第2回目の検査において何を対象として実験したのかを明確に認識すべきである。

1回目の測定試料は、以下の6種類とされていた。

「a~cは除染資材による線量変化確認用の試料。d~fは除染資材効果の比較検討用の試料。

- a. 汚染土壌に[ナノ純銀担持コラーゲン溶液]を噴霧したものを1試料
- b. 汚染土壌に[ナノ純銀担持骨炭(顆粒状)]を混ぜたものを1試料
- c. 汚染土壌に[ナノ純銀担持コラーゲン溶液]を噴霧及び[ナノ純銀担持骨炭]を混ぜたものを1試料
- d. 未処理の汚染土壌を1試料
- e. 汚染土壌に上記c項のコラーゲン溶液と同量の[水]を噴霧したものを1試料

- f. 汚染土壌に[ナノ純銀を担持していない骨炭] (粒) を混ぜたものを 1 試料] (乙 18・7 枚目)

そして、これを前提として、第 2 回目の試料について、乙 18 の中では、下記のように説明している。

『前回試験に使用した 6 試料は均一な土壌であるとして、除染資材施用前のバックグラウンド測定は実施していなかった。しかし、少なからずとも差があると考えられるため、「d. 未処理の汚染土壌」を 2 つに分け、一方に新たに除染資材を施用して測定することにより試料の不均一性を検討するためのデータを取得する』(乙 18・12 枚目)。

つまり、もともとゼオライトの混入していたとする土壌について、その未処理の「d」土壌を使って 2 度目の検査を実施したというのである。未処理の「d」土壌にもゼオライトが混入していることは経過に鑑みて明らかである。

仮にゼオライトが混入している土壌であるとする、その土壌そのものからゼオライトを除去することは非常に困難で、事実上不可能と思料される。

にもかかわらず、原研はゼオライトを除去したと述べているわけであるが、原研の書類上どのようにゼオライトを除去したのかは一切述べられていない。つまり、ゼオライトを除去しないままに第 1 回と同様の試験を繰り返したことになると考えざるを得ない。乙 18 の 12 枚目では「今回はゼオライト混入のない汚染土壌を使用することにした」と書かれているが、「d」土壌を用いる限りそのようなことは不可能であり、論理的に矛盾した記述となっており、そのことを原告は指摘しているのである。

そして、このような論理的な矛盾を抱えたままの報告となっている乙 18 の原研報告の信用性に疑義があることを原告は論じているのである。

被告は原告の主張を理解したうえで改めてこのゼオライト問題について反論をされたい。

以上